

特別支援教育
就学奨励費事務処理要領

牧之原市教育委員会

第1 概要

1 主旨

この制度は、国が定める「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭和62年5月1日 文部大臣裁定)に基づき、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、特別支援教育の振興に資することを目的とする。

2 支給対象者

牧之原市に居住し、公立の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者であり、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費を受給していない保護者。

3 支給区分の決定

前項に該当する保護者のうち、保護者の属する世帯の収入額とその世帯の需要額との割合に応じ、次のように決定する。

第Ⅰ区分	収入額が需要額の1.5倍未満
第Ⅱ区分	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
第Ⅲ区分	収入額が需要額の2.5倍以上

4 支給対象となる経費及び支給時期

保護者の支給区分に応じ、次の費目に対してその経費の全部又は一部の補助を行う。なお、支給額については修学旅行費、学校給食費及び通学費を除き、毎年、国から通知される特別支援教育就学奨励費補助金補助単価一覧表の支給額と同額とする。

費目	支給区分	支給の対象となる経費	限度額
学用品等費	Ⅰ、Ⅱ	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品代等、及び通常必要とする通学用品代 (ノート、筆記具、実験実習材料、通学靴、上履等)	国の基準に準ずる
新入学児童生徒学用品費	Ⅰ、Ⅱ	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品代※ (ランドセル、鞆、通学用服、雨傘等)	国の基準に準ずる
修学旅行費	Ⅰ、Ⅱ	児童生徒が学校を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び児童生徒が均一に負担すべきこととなる記念写真代などの経費	国の基準に準ずる

2 支給手続きについて

(1)学用品等費、新入学学用品費

ア 保護者は学用品等、新入学学用品等を購入した場合、教育委員会へ購入届(様式第8号)を提出しなければならない。

※原則として、購入届には、購入日、購入金額の分かる領収書等を添付しなければならない。教育委員会は、学用品等を購入した際、領収書等を保存するよう保護者に対し周知徹底を図る。

イ 校長は、保護者からの徴収金により学校で購入した学用品について、購入報告書(様式第9号)により報告する。

(2)修学旅行費、校外活動費、学校給食費

修学旅行費、校外活動費及び学校給食費はその実績に基づき、支給するため、校長は、事業の終了後、指定された期間内に様式で定められた各実績報告書(様式第10号、様式第11号、様式第12号)を教育委員会へ提出する。

(3)通学費

通学費に該当する児童生徒の保護者は、予め通学届(様式第13号)により、その通学方法等を、校長を経由して教育委員会へ提出する。なお、校長は指定された期間内に定期券の写し等を教育委員会へ報告する。

3 奨励費の支払について

(1)支払について

教育委員会は前項で定めた、提出された報告書等を受領した後、各校長へ支給する金額及び内訳を通知するものとし、各校長はこの通知を受け、教育委員会へ請求書(様式第14号)を提出する。就学奨励費の支給を受けた校長は、保護者に対して速やかに就学奨励費を支給しなければならない。

(2)口座振込依頼書

校長は、就学奨励費を口座振込により支給する場合には、保護者から口座振込依頼書(様式第15号)を提出させなければならない。

(3)個人別支給台帳

校長は、個人別支給台帳(様式第16号)を備え付け、支給完了後は速やかに教育委員会へ提出し、その確認を受けること。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。